

2 吹福障第 674-3 号
令和 2 年 6 月 30 日
(2020 年)

居宅介護事業者 各位

吹田市福祉部障がい福祉室長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて（通知）

日頃から、本市障がい福祉施策の推進および新型コロナウイルス感染症拡大防止に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、本市における取扱いは、2 吹福障第 674-2 号（令和 2 年 4 月 27 日付）で通知しているところですが、同年 5 月 21 日付で大阪府における緊急事態宣言が解除されたこと及び大阪府の外出自粛要請が解除されたことを踏まえ、移動支援事業における取扱いを下記のとおりとします。

記

1 取扱いについて

「利用者の生活状況等（家族等の介護等）を踏まえたうえでサービス提供が必要と事業所において判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したのものと取り扱って差し支えない」としていた臨時的な運用を終了します。

なお、事業所のサービス提供体制や利用者の意向等を踏まえ、引き続き居宅支援が必要であると判断した場合は、その可否について本市が状況に応じて判断いたしますので御相談ください。

2 臨時的運用の終了時期

令和 2 年 7 月 31 日（金）

3 その他

緊急事態宣言は解除されましたが、各事業所においては引き続き感染予防の徹底に努めていただくとともに、利用者の意向や生活状況等を踏まえた障がい福祉サービスの提供維持に努めていただくようお願いいたします。

問合せ先
吹田市福祉部障がい福祉室
基 幹 担 当
TEL 06-6384-1348
支 給 管 理 担 当
TEL 06-6384-1346